

# 徳島県情報公開審査会答申第222号

## 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書公開請求

平成29年5月10日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し「H28年度から現在まで県の農業委員会に開発申請から許可までの書類（農林水産政策課）」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

平成29年5月24日、実施機関は、本件請求に係る公文書については、「公開請求に係る文書が不存在である」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

平成29年5月31日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

### 4 諮問

平成30年11月30日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

速やかな開示を求める。

### 2 審査請求の理由

公文書の中で、犯罪を犯した資料を情報開示しているのに、協議した資料等がないとはおかしく、これら隠す行為は、正に枉法行為<sup>おう</sup>そのものである。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び当審査会における口頭理由説明によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

##### 1 公文書公開請求書の訂正の経緯について

本件請求の対象となる公文書の件名について、平成29年5月10日に提出された公文書公開請求書では「H28年度から現在まで県の農業委員会に開発申請から許可までの書類」であった。

しかし、実施機関には農業委員会はなく、この内容では対象文書を特定できないことから審査請求人に訂正することを勧め、同月11日に県庁総合窓口において審査請求人に確認した上で公文書の件名を「H28年度から現在まで、県の農林水産政策課に提出された県内農業委員会の転用許可及び許可書」となるよう訂正する文言を職員が追記した。訂正後の公文書公開請求書の写しを審査請求人に交付しようとしたが、審査請求人から南部総合県民局阿南庁舎の情報公開窓口に送るよう依頼があったので、同庁舎に送付した。

ところが、審査請求人は、同月15日に同庁舎の窓口において「5月11日の訂正については確認もしていないし、認めない。」と主張したので、請求対象の文書を同月10日提出時の公文書の件名により特定することとした。

##### 2 本件処分を行った理由

実施機関の農林水産政策課では開発審査は行っていないため、本件請求に係る公文書を作成及び取得していないことから、本件請求に係る公文書を保有しておらず、条例第7条第2号の規定により公開請求を拒否したものである。

#### 第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年 月 日       | 内 容                        |
|-------------|----------------------------|
| 平成30年11月30日 | 諮問                         |
| 令和3年11月15日  | 審議（第186回審査会）               |
| 同 年12月16日   | 審議（第187回審査会）               |
| 令和4年1月14日   | 審議（第188回審査会）               |
| 同 年2月9日     | 実施機関からの口頭理由説明、審議（第189回審査会） |
| 同 月28日      | 審議（第190回審査会）               |

## 第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 公文書公開請求書の訂正の経緯について

実施機関が当審査会に提出した諮問書に添付された公文書公開請求書において、請求対象の公文書の件名欄の記載内容が訂正されていた。当初「H28年度から現在まで県の農業委員会に開発申請された関係書類及び伺い書許可書一般書類含む」と記載されていたものが、「H28年度から現在まで県の農業委員会に開発申請された関係書類及び伺い書許可書一般書類含むから許可までの書類」になっており、「＝」及び「から許可までの書類」が書き加えられ、備考欄には「＝は、本人確認の上職員が訂正内容記入。」との記載があった。

一方で、審査請求人が審査請求書に添付した文書の中には、公文書の件名欄をさらに訂正した公文書公開請求書の写しが含まれていた。その内容は「H28年度から現在まで県の農業委員会に開発申請された関係書類及び伺い書許可書一般書類含むから許可までの書類農林水産政策課に提出された県内農業委員会の転用許可及び許可書」となっており、「農業委員会に開発申請」及び「から許可までの書類」の部分に「＝」が追記され、「農林水産政策課に提出された県内農業委員会の転用許可及び許可書」が書き加えられていた。また、備考欄に「＝5/11、本人確認の上、職員が訂正記入」と追記されていた。

2つの請求内容を比較すると後者の請求内容の方が該当する公文書がありえると思われ、受けられるにもかかわらず、実施機関が前者の請求内容により本件処分をしていることから、請求内容の訂正の経緯について実施機関に口頭による理由説明を求めたところ、第4の1のとおり説明があった。

実施機関に農業委員会という組織、機関がないことは明らかであり、該当文書があると見込まれる内容に請求内容を訂正するよう審査請求人に勧めたという実施機関の説明に不自然なところはなく、また、平成29年5月11日に訂正をした公文書公開請求書の写しを審査請求人に交付しておきながら、同月10日受付時の請求内容に戻すことは、審査請求人の了承がなければ合理的に説明できない。

よって、本件請求の請求内容について、実施機関が平成29年5月10日受付時のものとしていることについて不合理なところはないと認められる。

### 2 本件請求に係る公文書について

本件請求は「県の農業委員会」における「開発申請から許可までの書類」の公開を求めているが、「農業委員会」と記載があり、実施機関の農林水産政策課を所管課として指定していることから、審査請求人が言う「開発」とは農地に関連するものと推定される。

### 3 本件対象公文書の保有の有無について

実施機関によると、農林水産政策課においては開発審査に係る事務は行っていないとのことである。

当審査会が確認したところでも、農林水産政策課が所掌している申請手続には農地

転用等の農地法に関するもの、農用地利用計画の変更等の農業振興地域の整備に関する法律に関するもののほかは農業協同組合法に関するものがあつたが、いずれの申請手続においても「開発」と呼ばれるものはなかった。一方で、農地に関連するもので開発と言われるものとして、宅地造成等をする開発行為に関する都市計画法上の開発などが考えられるが、同法は農林水産政策課の所掌事務には含まれていない。

#### 4 本件処分の妥当性

以上のことから、実施機関が本件請求の対象公文書を「開発審査」に関する公文書と特定していることについて特に不合理な解釈があるとは認められず、実施機関が開発申請、開発許可等に係る事務を行っているとは推認させる事実もないことから、実施機関が本件請求に係る文書が存在しないことを理由として行った本件処分は、妥当であると判断する。

#### 徳島県情報公開審査会委員名簿

(50音順)

| 氏名     | 職業等                  | 備考      |
|--------|----------------------|---------|
| 大森 千夏  | 弁護士                  |         |
| 鎌谷 郁代  | 税理士                  |         |
| 喜多 三佳  | 四国大学経営情報学部 教授        | 会長      |
| 小田切 康彦 | 徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授 | 会長職務代理者 |
| 真鍋 直敬  | 弁護士                  |         |